

報告第4号

専決処分の報告について

人身事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年2月18日提出

富津市長 高橋 恭市

報告理由

人身事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものである。

専決第14号

専決処分書

人身事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をする。

- 1 事故発生日時 令和2年11月26日 午前9時14分頃
- 2 事故発生場所 富津市内
- 3 和解の相手方 (1) 車両所有者
法人
(2) 運転者
個人
- 4 事故の概要 上記日時場所において、本市が所有する車両が信号機のある交差点に進入したところ、右側から直進する相手方車両と接触し、当該車両の一部が破損し、相手方が負傷した。
- 5 損害賠償額及び和解の内容 市は相手方に対し、884,090円（車両所有者462,500円、運転者421,590円）を支払う。
市及び相手方は、このほかの請求権を放棄する。

令和3年12月13日

富津市長 高橋 恭市